



暖かい心 広い視野 行動力

もりちゃん通信

大分県議会議員 守永信幸活動報告

発行責任者

守永信幸

〒870-0022

大分市大手町3-2-9

TEL 097-532-4919

FAX 097-534-6598

The『おおいた』ブランド 世界農業遺産にジオパークそしておんせん県

2013年第3回定例会は、9月3日から9月19日までの17日間の会期で行われました。今議会では、大分元気創出基金を活用しての地域振興や産業振興、医療・福祉の充実と言った関係の補正予算など約38億2千万円を議決しました。

大分元気創出基金活用事業としては、世界農業遺産ブランド推進事業、大分シイタケ元気回復事業、おおいたジオパーク推進事業、元気創出デジタル物づくり推進事業などが補正予算として提案されました。世界農業遺産ブランド推進事業は、世界農業遺産の認定を契機に、国東半島及び宇佐地域のブランド化を図り、農産品等の高付加価値化や保全活動の取り組みを支援するものです。誘客やブランド化による有利販売を図ることは良いことではあるのですが、世界農業遺産認定のそもそもの意味を忘れてはならないと思っています。

世界農業遺産は、国連食糧農業機関（FAO）が認定するものです。認定の目的は、伝統的な農業と、農業によって生まれ、維持されてきた、土地利用システム、技術、文化風習、風景、そしてそれを取り



▲アーチ径が日本2位の轟橋(豊後大野市清川町)
アーチ径日本1位の出会い橋から撮影

り巻く生物多様性の保全にあります。ですから、多くの方々が、国東半島宇佐地域を訪ね、地域の価値を理解し、地域を守るために、そこに住む方々の支援をしようという意識を持って頂くことが重要だろうと思います。ただ単に、指定を受けたラベルだけで、商業ベースに進めてはいけないうらさうと思います。遺産を今後も守り続けていくためには、その地域における人々の暮らしが残されるのが肝心です。いわゆる限界集落となり、集落コミュニティが崩れ去ろうとしているような集落を何とかすることから、施策展開していかねばならないわけですが、その良い契機としていくべきだろうと考えます。このことは、9月24日にジオパークに認定された、豊後大野地域や姫島地域もある意味で同様であろうと考えます。

その他の予算議案では、県立総合文化センター及び県立美術館管理運営事業が約86百万円計上されました。これは両施設を一体的に管理運営する指定管理者として第2回定例会県議会で指定が決議された「大分県芸術文化スポーツ振興財団」への本年10月1日から年度末までの委託料にあたります。また、芸術のまち創出事業として、県立芸術文化短期大学の研究成果や人材を活かし、大学が地域と連携して取り組む芸術のまちづくりを支援する予算が計上されました。全額国庫負担の事業ですが、学生が製作したオブジェを商店街に展示したり、合唱コンサートや創作音楽劇等を開催したり、県民向けに「ヨーロッパ文化講座」といった芸術講座を開催する計画だそうです。大分市中心市街地の賑わいづくりに貢献できることを期待します。

私たちの健康面での安心を構築する事業として、県立病院の大規模改修工事に向けての設計委託の予算が組まれました。県立病院が現在の豊後大野市豊饒に移転して21年が経過しました。施設の給排水施設の改修が必要となったことと併せて、医療環境や患者ニーズの多様化に対応するための大規模改修に向けた実施設計が行われます。県民の命を守る拠点ですから、工事期間中も、その役割を果たしながら、機能向上に向けての作業は、現場では大変だと思ひます。支えて頂く職員の方々と効率的な協議を進めて頂きたいと思ひます。



▲幅120mの巨大な原尻の滝(豊後大野市緒方町)

誰もが安心して暮らせる大分県を創ろう

大分県議会では、政策検討協議会を構成し議員による政策提言や様々な課題に関する条例化の議論を進めています。現在議論の俎上にあがっているのは、①歯の健康維持、②水環境保全、③障害者差別解消の各課題です。このうち歯の健康維持については、条例素案をホームページで示し、パブリックコメントを求めています。

障がい者差別解消とより多くの県民が安心して暮らせるようにするために、「誰もが安心して暮らせる大分県条例」を創ろうという市民団体の要請に応じて県議会で議論を始めたものです。障がいは、誰もが負う可能性があるものです。障がいを抱える方々が安心して暮らせる環境を整備することは、年長いて体の自由が利かなくなっても、安心して暮らしていける社会を創ることにもつながります。

この条例を創るにあたって、単に「してはならない事」や「しなければならない事」を規定するだけの条例を作るのでは意味がないと思います。障がいを持った方々が、日常生活の中でどれだけ暮らし辛さを感じてきたのか、どのような事をしたいと思いつながら出来ずにいたのかを、多くの県民の方々が理解することが、まず求められます。

「そんなことがあったのか、気づかなかった」と言うことも多々あります。障がいを負って見なければ気がつかないようなことに、より多くの方々が気づき、その障壁を乗り越えられる工夫を、みんなで取り組むことが必要となるのです。

障がい者差別を医学的に捉えるのではなく、社会的に捉えることで、差別解消への考え方が異なってきます。

医学的に捉える「医学モデル」とは、足が不自由であるとか、視覚障害を抱えているとか、医科学的に捉えた個人の状態を起因とする差別です。それに対し、「社会モデル」とは、学校に行くことが出来ないとか、買い物が出来ないとか、社会の制度・仕組みに障壁があると捉える差別です。障がい者差別禁止の条例化に向けて、条例を作る会が2011年に結成されました。作る会では、障がいを抱えた方々や家族がどのような思いで暮らしてきたのか、アンケート調査や面談調査を行ってきました。集めた事例は1,200事例にも上ります。その調査事例にこめられた思いを受け止めて出来上がった条例素案を一人でも多くの方々に理解してもらおうと、条例化に向けての誓願署名を集めています。条例素案全体をこの紙面では紹介できませんが、思いが込められた「前文」を紹介します。尚、条例素案全文については、作る会のホームページ (<http://daremoga-oita.net/>) に掲載していますので、インターネットに接続できる環境をお持ちの方は、ネットでご覧下さい。ネットで情報を得ることが出来ない方で、詳しく知りたいという方は、以下の連絡先にご連絡願います。



▲条例づくり班の作業風景

【「誰もが安心して暮らせる大分県条例」をつくる会 事務局】

住所：大分県大分市都町2丁目7-4 303号

(在宅障害者支援ネットワーク内) TEL/FAX：097-513-2313

『誰もが安心して暮らせる大分県条例（素案）』前文

この条例は、障がいがある人とその家族の声と願いに基づいて制定される。

障がいの有無に関わらずだれもがかけがえのない人間として尊重され、地域社会において、ごく普通のあたりまえの生活が保障されなければならない。

生まれた子どもに障がいがあっても祝福され、地域の子供たちと一緒に遊び、ともに教育を受け、学校卒業後も就労、あるいは活動の場、社会参加が保障される。成人して親元を離れた暮らしを望む場合それが容易にでき、恋愛、結婚、妊娠、子育て、または趣味を楽しむなど自らの人生を自らの意思で選択できるべきである。

今、世界では「障がい」のとらえ方が大きく変わった。それに伴いわが国の障害者基本法も改正された。しかし、地域の現実はまだ変わっていない。

障がいがある人の生きづらさは深刻だ。

「医療費がかかりすぎたり、障がいを理解して対応できる病院が少なく安心して治療が受けられない」。障がいがある夫婦が妊娠した時、まわりから「おめでとう」と祝福されず「自分の事も一人でできないのに、自分で育てられない子を産んだらいけない」と親になることも許されない。「働かないものは死ぬ」などの存在価値を否定される扱いを受けたり、精神や内部障がいなど外見では

分からないため理解されない苦悩。「自立、自立、頑張れ」と激励されるが何をどう頑張ればいいのか分からない、あるいは限界があり家に閉じこもりがちになる。「恋愛をしたいが禁止される」、「施設や親元を離れて暮らしたいが反対される」等、人としての夢や希望も、障がいがあるが故にあきらめさせられることが多くある。

障がいがある子どものいる家族も、地域社会のあらゆる場面で「親のしつけが悪い」「親の育て方が悪いから」と言われ、障がいを理由に子どもの入園、入学を断られたり、病気になった時の診療さえ拒否されて途方に暮れる。親戚からは「うちの家系にはこんな子はいない」と言われて、障がいがある子を産んだことを自分の責任であるかのように思い込んでしまったり、生きづらさを家族だけで背負い込まされ、「この子を残して死ねない」、「この子のきょうだいは結婚できるだろうか」、「願わくは、私より先に死んでと思ったことがある」と家族の苦悩や親亡き後の不安の声が数多く聞かれる。

こうした社会の無理解や差別、偏見を受け続け、自己嫌悪に苦しみ傷つけられ、誰にも知られずにひっそりと暮らす人がたくさんいる。

一方で、障がいがある人が地域の人々の理解や社会的な支援を受けながら、地域の中で暮らし、ともに生きる社会の一員として、社会に貢献する動きが少しずつ広がるなど明るい希望もある。

一人ひとりの存在価値が尊重され、だれでも「必要な社会の助けを借りて自分らしく生きていく」ということが当たり前のこととされ、障がいがあるとうなかるうと、ともに生きていく理解と支援を惜しまない社会を皆で築くことが切に求められる。

この条例は、県民みんなで「だれもが安心して暮らせる大分県」をつくっていくための出発点となるべきものである。

万が一の時のために、備える日常

～県議会議員の防災士 33 名に～

8月2日と5日の2日間にわたり大分県防災士養成研修が行われ、県議会議員の中からも28人が受講しました。私（守永）も今回受講しました。2日間の研修を終え、2日目17時15分からの防災士試験を受験しました。28人とも合格。合格者は、普通救命講習を受講し、資格登録手続きに入ります。既に資格を持っている5人と併せると県議会議員43人の内33人が資格を取得したことになります。

災害発生時に被害をできるだけ小さく抑えるには、①災害発生時に「自分の命は自分で守る」という“自助”の醸成と、②地域の総合的な防災力を高め住民相互に安全確保を図る“共助”の確立、③自治会を中心としながら地域で一体となった“協働”の体制を確立して、対応していく事が重要となります。防災士とは、この“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動を行うために、十分な意識と一定の知識・技能を習得し、それを日本防災士機構が認証した人のことです。つまり地域の方々と連携をとりながら、それぞれの地域の実情に応じた防災・減災対策を地域で徹底していく役割を担っているわけです。

防災士は、全国に66,476人、うち大分県下には4,440人（2013年7月現在）います。あくまでもプロではなく、住民の立場で行動することになりますが、地域や職場、学校等での防災リーダー的な役割を期待されています。自治体に最低でも一人は防災士がいて、常日頃から防災についての備えを住民の方々と一緒に取り組めるようにしなければならないと考えています。

また、災害発生時に被災を免れた地域の役割についても、考えておかなければなりません。被災地は、場合によっては何もかも失うことになり得ますから、極端な話、被災しなかった地域が、被災住民から襲撃されると言うこともあり得るわけです。その様なことのないように、被災を免れた地域は、被災地域のサポーターとして受け入れ得る体制を考えておく必要があるでしょう。

それぞれの地域で、被災の可能性やその際の避難の仕方、災害発生後の対応について、周辺の地域がどのようになるかを想定しながら、自分たちの地域でできること、を考えて備えておくことが必要となります。私も、地域の防災士の皆さんと連携して、備えに協力していきたいと考えます。



▲普通救命講習の様子



▲講習会
(座学の様子)



◀図上訓練

人に優しい運転を

「ゾーン30」という言葉をご存知でしょうか。「ゾーン30」は、主に生活道路で高齢者や子どもなどの安全な通行を確保することを目的に、地域（ゾーン）を定めて時速30kmの速度規制を実施するものです。

国道や県道と言った幹線に囲まれた住宅地では、幹線が渋滞しているときの抜け道として通行する車もあり、通勤時間帯など先を急ぐ気持ちからスピードを出して住宅地を抜けていく車も少なくありません。ヒヤッとした経験をされた方もあるのではないのでしょうか。

「ゾーン30」の取り組みは、2012年度から始まっており、大分県下では大分市、別府市、中津市、佐伯市、津久見市に5地区設置されています。大分市では下郡北地区で今年の3月から取り組まれています。地域の方のお話では、「非常に良い取り組みだと思う。エリア内に入るときに、意識して入る」というご意見もありましたが、「地区内の方は『ゾーン30』の意味が分かって、地区外からのドライバーは、理解していない様である。しかも、時間帯指定で進入禁止になっているのに、『ゾーン30』に指定したら進入禁止の時間帯指定が無くなったのかと考えているドライバーもいるようだ。周辺の表示の再整備も行った上で、『ゾーン30』の取り組みについて、地区内の住民だけでなく県下全域の皆さんに周知して欲しい」といった厳しいご意見もありました。

2013年度の「ゾーン30」の設置は、大分市、別府市、日田市、佐伯市の4市で6カ所行われます。大分市内では津留地区、別保地区、寒田地区で設置される予定のようです。現在の実施地区での取り組み状況を確認した上で、対象地域の住民の皆さんや、そのエリアを通過するドライバー等への周知に工夫を凝らすよう警察本部に求めたところです。

ちなみに、この「ゾーン30」は2016年度までに大分県下で26カ所整備する計画のようです。いづれにしても、この地域設定はモデル的な取り組みに過ぎません。県下の住宅地の生活道路で、車のドライバーの皆さんだけでなく、自転車を運転する皆さんも含めて、人に優しい運転が広がるよう期待したいものです。



▲ゾーン入口の路面の表示



▲路面表示と道路標識



行動日誌

- 8. 2 防災士養成研修(8/5)
- 3 県職員卓球大会
- 4 城東原川体育文化協会少年少女ドッチボール大会・グランドゴルフ大会
- 7 県議会政策検討協議会(8/27, 9/17, 9/19)
- 10 上野丘同窓会全体同窓親睦会
- 15 8・15戦争に反対する県民集会(講師:船越耿一氏) 最後の特攻隊慰霊祭
- 17 商業界大分同友会定例講演会
- 23 救急救命講習
- 25 誰もが安心して暮らせる大分県条例世話人会
- 31 ドラマリーディング「父と暮らせば」
- 9. 1 勤労協バレーボール大会
- 3 県議会開会(~9/19)
- 9. 3 議員定数問題調査会研修会
- 5 津留地区体育協会理事会
- 6 大分県戦没者追悼式
大分県誰もが条例づくり事務局会議
- 7 第66回大分県民体育大会開会式
社会科学研究会
城東青空の会第3回定例会
- 8 県体議員ソフトボール
- 9 大分政経懇話会(講師:植田美津恵氏)
- 14 吉田忠智国政報告会
- 18 人と自然の環境・資源対策特別委員会
- 21~22 まつりつる
- 24~25 県民クラブ地域課題研修会in豊後大野
- 26 大分政経懇話会(講師:佐藤孝治氏)
- 30 情報連絡センター・おおいた第4回学習会

お知らせ

◇県議会や私の活動に関する報告会を皆さまの要請に応じて開催いたします。少人数の集まりでも日程が合えば伺わせ頂きます。機会があればお知らせ下さい。

◇守永信幸後援会の会員を常時募集しています。年会費3千円です。守永の活動を支援してやろうという方、是非ご加入をお願いします。

(連絡先: 097-532-4919 担当=後藤)

編集後記

9月議会は、比較的短い会期ですが、閉会後に決算特別委員会が続き、1ヶ月近く会議があります。▶委員会での議論が来年度予算の編成に活かされる事になります。私は今回は委員外議員として参加しています。▶県民にとってより良い県政をめざして活動を続けます。